

[事案 2020-346] 契約無効等請求

・令和3年9月7日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、医療保障変更前の内容に復旧することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成18年8月に契約した医療特約付養老保険（契約①）について、平成25年8月に医療保障変更により終身医療保険（契約②）を契約したが、契約②について一切説明を受けていないため、契約②を無効とし、契約①を医療保障変更前の内容に復旧してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、設計書を用いて医療保障変更と契約②の説明を行っているため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。